

豊川市建築開発事業等に関する指導要綱

令和3年4月
豊川市建設部建築課

豊川市建築開発事業等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市における建築開発事業（以下「開発事業」という。）の施行に関し必要な事項を定め、当該開発事業を施行する事業者、建築主等（以下「事業者等」という。）に対して適正な指導を行うことにより、良好な都市環境を確保するとともに、調和のとれた土地利用と秩序ある都市形成の実現を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅型集合建築物 共同住宅、長屋、寮、寄宿舎等の用に供される建築物及びこれらの用途と他の用途に併用される建築物をいう。
- (2) 社会福祉施設 老人福祉施設、児童福祉施設、更正保護施設等の用に供される建築物及びこれらの用途と他の用途に併用される建築物をいう。
- (3) 電波障害 テレビジョンの放送電波が遮られ、又は反射することによりその受信に支障を来すことをいう。
- (4) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業のための施設（広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するものを含む。）をいう。
- (5) 近隣住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 開発事業地の隣地境界線からの水平距離が20mの範囲内において、土地を所有する者又は建築物の全部若しくは一部を所有し、若しくは占有する者
 - イ 開発事業に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が当該中高層建築物の高さの2倍の範囲内において、建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者、若しくは土地を所有する者
 - ウ 開発事業により電波障害を生じるおそれがある建築物の所有者、管理者又は居住者

(適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する開発事業について適用する。

- (1) 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可を受けて行う建設又は建売分譲事業その他建築物の建設を目的とする事業で、敷地面積の合計が1,000㎡（市街化調整区域においては、500㎡）以上となるもの。ただし、増築、改築又は移築に係る事業については、当該増築等に係る部分の敷地面積の合計による。
- (2) 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けるもの
- (3) 共同住宅型集合建築物又は社会福祉施設のうち、住戸の数（寮、寄宿舎等にあつては、個室の数。一連の敷地内に2棟以上建築する場合にあつては、その合計）が20以上のもの

- (4) 高さが10m以上又は地階を除く階数が4以上の建築物又は工作物の建築に係るもの。ただし、増築、改築又は移転に係る事業については、当該増築等に係る部分の高さ又は階数による。
- (5) ホテル等の建築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は用途の変更に係るもの
- (6) 土地の用途及び区画形質の変更（駐車場、資材置場、太陽光発電施設等の設置のための造成、水面の埋立て、土砂の採取、農地の改良、木材の伐採その他土地の造成等で従前の土地利用用途を変更する行為をいう。）で、区域面積の合計が500㎡以上のもの

(市の責務)

第4条 市は、開発事業に係る紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正な解決を図るよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、開発事業を計画し施行するに当たっては、周辺的生活環境に及ぼす影響に十分に配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

- 2 事業者等及び近隣住民は、両者間に紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に紛争が解決するように努めなければならない。

(事前協議)

第6条 第3条各号に掲げる開発事業を行おうとする事業者等は、各機関に別表1に掲げる許認可等の申請をする前に、市長に対し建築開発事業事前協議申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、事前協議の申請を行わなければならない。

- 2 前項の申請書の提出部数は、市長が指定する部数とする。
- 3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 第3条第1号又は第2号に該当する場合は、別表第2（あ）項及び（い）項に規定する図書その他別に定める基準により必要な図書又は書面
 - (2) 第3条第3号に該当する場合は、別表第2（あ）項、（い）項及び（う）項に規定する図書
 - (3) 第3条第4号に該当する場合は、別表第2（あ）項、（い）項、（う）項及び（え）項に規定する図書
 - (4) 第3条第5号に該当する場合は、別表第2（あ）項、（う）項、（え）項及び（お）項に規定する図書
 - (5) 第3条第6号に該当する場合は、別表第2（あ）項及び（い）項に規定する図書
 - (6) 別表2（か）項に規定する標識の設置写真
 - (7) 近隣住民への個別説明を実施した場合は、個別説明状況報告書（様式第2号）
 - (8) 近隣住民への説明会を実施した場合は、説明会状況報告書（様式第3号）
 - (9) その他市長が必要と認める図書又は書面
- 4 市長は、第1項の申請書の提出を受けたときは、関係各課と協議し、その結果を事前協議結果通知書（様式第4号）により事業者等に通知するものとする。

- 5 事業者等は、前項の通知書を受け取ったときは、当該通知書を受け取った日から7日以内（市の休日は算入しない）に市長に文書により回答しなければならない。
- 6 市長は、前項の回答を受けたときは、関係各課にその内容を通知し、適当であると認めた場合は、回答を受けた日から7日以内（市の休日は算入しない）に事前協議完了通知書（様式第5号）を事業者等に交付するものとする。
- 7 市長は、第5項の回答について、この要綱に適合しない又は違反するおそれがあると判断した場合は、計画の内容の変更等を指導することができるものとし、事業者等はこれに従わなければならない。

(建築計画の事前公開)

- 第7条** 事業者等は、前条第1項の事前協議の申請をする前に、近隣の関係者に対し開発事業の計画の周知を図るため、当該開発事業の敷地内の見やすい場所に計画の概要を示す標識（様式第6号）、配置図及び2面以上の立面図又はパースを設置しなければならない。
- 2 前項に規定する標識の設置期間は、事前協議の申請をしようとする日の7日以上前から当該開発事業が完了する日までとする。
 - 3 事業者等は、標識の記載事項に変更があったときは、速やかに標識を変更しなければならない。

(建築計画の説明)

- 第8条** 事業者等は、前条の標識を設置後、近隣住民から要求があった場合又は市長が必要と認めた場合は、速やかに近隣住民に対して、次に掲げる事項について個別説明をしなければならない。
- (1) 開発事業の用途、規模、構造、工法及び工事期間
 - (2) 中高層建築物による日影の影響
 - (3) 開発事業による危害防止の方法及び騒音、振動等の防止対策
 - (4) その他近隣住民が開発事業により影響を受けることが想定される事項
- 2 事業者等は、前項の個別説明のほか、近隣住民から説明会の開催の要求があった場合は、速やかに前項各号に掲げる事項について説明会を開催しなければならない。
 - 3 事業者等は、前2項の規定による個別説明又は説明会を実施したときは、実施後、速やかに市長に対し個別説明状況報告書又は説明会状況報告書を提出しなければならない。

(建築開発事業の変更及び廃止)

- 第9条** 事業者等は、事前協議の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、速やかに建築開発事業（変更・廃止・完了）届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合にあつては、この限りでない。

(協議の失効)

- 第10条** 第6条第1項の申請書は、事前協議が完了した日から起算して1年以内に当該開発事業について法令上必要な手続をとらないときは、その効力を失うものとする。

(公害等の防止)

第11条 事業者等は、開発事業に伴って発生する騒音、振動その他通常的生活環境に著しく支障を及ぼすおそれのある障害（以下「公害等」という。）について、あらかじめ周辺地域の状況を十分に調査するとともに、公害等が発生するおそれがある場合は、被害を受けるおそれのある者と協議し、その防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、開発事業により公害等が発生したときは、速やかに被害を受けた者及び関係者と協議して、公害を除去するための必要な措置を講じなければならない。

(電波障害に対する措置)

第12条 事業者等は、計画建築物の建築によって電波障害が生じるおそれのある場合には、あらかじめ調査を行い、電波障害を受けることとなる受信設備の所有者と障害の改善について協議しなければならない。

2 事業者等は、電波障害が生じた場合には、速やかに電波障害の範囲の調査を行い、共同受信設備の設置その他電波障害の改善に必要な措置を講じなければならない。

(建築物に設置する工作物への適用)

第13条 建築物に設置する工作物については、当該工作物を含めた高さが第3条第4号に規定する事業に該当する場合にこの要綱の規定を適用するものとする。ただし、小規模な工作物で市長が認めたものについては、この限りでない。

(公共施設の施行)

第14条 事業者等は、開発事業区域内に、必要な公共施設（道路、上下水道、公園、緑地、水路、消防活動空地、消防水利その他公共の用に供するための施設をいう。）及び公益施設（集会所、ごみ集積場、駐車場その他地域住民の共同の福祉又は利便のための施設をいう。）を自らの負担により整備又は施工しなければならない。

(道路)

第15条 道路は、次の各号に適合するよう整備しなければならない。

- (1) 道路構造については、別に定める基準によること。
- (2) 計画地の前面道路が、4メートル未満の場合は、道路後退線より道路側に建築物等を建設しないこと。

2 事業者等は、開発事業地と関連する開発事業区域外の道路について、市長が必要と認める場合は、市長と協議のうえ、整備しなければならない。

3 事業者等は、開発事業区域内において都市計画決定された道路がある場合は、必要な用地を確保するとともに、あらかじめ関係機関と協議しなければならない。

(公園等)

第16条 公園、広場、緑地、子供の遊び場等の公共の用に供する空地（以下「公園等」という。）は、別に定める基準により整備しなければならない。

2 事業者等は、建築開発事業区域内に都市計画決定された公園等がある場合は、必要な用地を確保するとともに、市長と協議のうえ、整備しなければならない。

(用排水)

- 第17条** 開発事業区域内から流出する雨水又は汚水を排出するために必要な施設については、周辺の土地の地形、地盤の性質等を勘案して集水区域を策定したうえで、別に定める基準により施設を設置し、又は改修しなければならない。
- 2 事業者等は、建築開発事業区域内に既設の用排水路がある場合は、水利関係者又は水路管理者の同意を得て、その機能を保全しなければならない。

(汚水処理)

- 第18条** 開発事業区域内におけるし尿については、市長と協議のうえ、次の各号のいずれかに掲げる方法により処理しなければならない。
- (1) くみとり式
 - (2) し尿浄化槽（農業集落排水を含む）
 - (3) 公共下水道
- 2 し尿をし尿浄化槽によって処理しようとする場合は、監督官公庁の定める形式基準によるものとし、放流については、河川水路管理者、地元水利関係団体等の同意を得るとともに、必要な事項は市長の指示によらなければならない。
- 3 し尿を公共下水道によって処理しようとする場合は、下水道法第2条第2号に規定する下水道により処理によらなければならない。
- 4 前第3項によって処理した汚水を放流する場合の水質は、下水道法第8条の基準に適合し、かつ、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）の規定による検定を受けたものでなければならない。また、前第2項によるものは、浄化槽法第4条に定める環境省令の水質の基準に適合し、かつ浄化槽法第7条の設置後等の水質検査を受けたものでなければならない。
- 5 事業者等は、終末処理施設（し尿浄化槽を含む。）の維持管理について、その利用者に適切な指導をしなければならない。

(水道施設)

- 第19条** 建築開発事業区域に給水するための水道施設の設置については、事業者等は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(消防水利等)

- 第20条** 消火栓及び貯水槽並びに消防活動空地は、別に定める基準により整備しなければならない。

(集会所)

- 第21条** 集会所は、別に定める基準により、整備しなければならない。

(ごみ集積場)

- 第22条** ごみ集積場は、公道に面した位置で環境衛生上適当な場所に開発事業の計画の規模に応じて確保するものとし、悪臭、排水等の問題を生じないように適切に整備しなければならない。

2 事業者等は、ごみ集積場を整備しようとするときは、その配置位置、構造等についてあらかじめ市長と協議しなければならない。

(駐車場等)

第23条 共同住宅型集合建築物の駐車場は、住宅計画戸数1戸につき1台分以上（1台分当たり約12.5㎡とする。）の駐車場施設を開発事業区域内又はその周辺に設け、その維持管理に必要な事項を関係者と取り決めるものとする。

2 共同住宅型集合建築物以外の建築物の駐車場又は駐車場は、従業員数、来客者数を勘案した規模とし、開発事業区域内又はその周辺に確保するよう努めなければならない。

(安全施設)

第24条 街路灯、防犯灯その他の安全施設は、関係各課との協議により整備しなければならない。

(公共施設の移管)

第25条 開発事業等により設置された公共施設は、原則として無償で市に帰属するものとし、帰属及び移管の時期並びにその手続きについては、事業者等と市長との協議により定めるものとする。

(検査)

第26条 事業者等は、市長が定める建築開発事業が完了したときは、市長が指定する書類（様式第7号）を提出し、市長の竣工検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて中間検査を行うことができるものとする。

(共同住宅の管理上の基準)

第27条 事業者等は、共同住宅の管理について、次の各号に掲げる基準に適合するよう努めなければならない。

- (1) 管理人又はそれに代わる者による管理体制を設けること。
- (2) 常駐の管理人を置かない場合は、管理人の名称及び連絡先を記載した表示板を敷地内の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 管理人に代わる者による管理体制を実施する場合は、敷地内に表示等によりその旨を明確に掲示すること。
- (4) 近隣に迷惑を及ぼさないよう管理規約を作成し、居住者に遵守させること。

(ホテル等の維持保全)

第28条 事業者等は、ホテル等の構造、内外観、間取り等について、常に適法な状態に維持するとともに、周辺的生活環境を害さないように努めなければならない。

(建築協定等)

第29条 事業者等は、将来にわたる土地利用の適正化と生活環境の保全のため、建築協定を締結するよう努めるとともに、市が決定した地区計画を遵守しなければならない。

(協議会)

第30条 この要綱の施行に関する事項について調査し、審査し、又は事業者等と近隣の関係者との間に生じた紛争の解決を図るため、豊川市建築開発事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(法令等の遵守)

第31条 事業者等は、この要綱に定める事項を遵守するとともに、建築基準法、都市計画法その他の関係法令のほか、都市計画に基づく愛知県開発許可技術基準及び愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例（平成6年愛知県条例第33条）を遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第32条 市長は、事業者等又は近隣住民がこの要綱に従わないと認める場合は、遵守するよう指導することができる。

2 市長は、事業者等が次の各号に該当すると認める場合は、事業者等に対し、この要綱に定める手続きを行うよう、又は開発事業を中止するよう勧告することができる。

(1) 第4条から第6条までに規定する行為をせずに、別表1に掲げる申請等を行おうとする場合

(2) 第4条から第6条までの規定に基づき行った申請、公開又は説明の内容と異なる開発事業を行おうとする場合

(公表)

第33条 市長は、前条による指導を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

(図書の閲覧)

第34条 市長は、近隣の関係者より事前協議申請書の図書等についての閲覧の請求があったときはこれを閲覧させることができる。

(適用除外)

第35条 国又は地方公共団体が行う開発事業のほか、市長が特に認めたものについては、この要綱の規定は、適用しない。

(要綱に定めのない事項の取り扱い)

第36条 この要綱に定めのない事項については、愛知県開発許可基準によるほか、別に定める基準による。

(委任)

第37条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱等は、廃止する。

(1) 豊川市ホテル等建築指導要綱（平成17年7月1日施行）

(2) 豊川市中高層建築物等の建築に関する指導要綱（平成18年2月1日施行）

(3) 豊川市開発行為指導要綱（平成22年4月1日施行）

3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可の申請
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請等（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項、第27条第1項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による許可等の申請
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条、第32条第1項又は第91条第1項若しくは第2項の規定による承認等の申請（ただし、国土交通大臣が管理するものを除く。）
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項の規定による許可の申請若しくは届出又は第5条第1項の規定による許可の申請若しくは届出
- (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定による許可の申請
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第4項の規定による認可の申請
- (8) 河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第26条、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項又は第58条の6第1項の規定による許可の申請（ただし、国土交通大臣が直接管理するものを除く。）
- (9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条、第43条第1項、第53条第1項若しくは第65条第1項の規定による許可等の申請又は第32条の規定による協議の申出
- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可の申請
- (11) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出
- (12) 愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）第5条第1項若しくは第2項又は第10条第1項の規定による許可の申請
- (13) 愛知県砂防指定地内における行為の規制に関する条例（平成15年条例第4号）第4条第1項の規定による許可の申請
- (14) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条の規定による許可の申請
- (15) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条による認定の申請
- (16) 都市の低炭素の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条による認定の申請
- (17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第19条第1項前段又は同法附則第3条第2項前段の規定による届出
- (18) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第5項及び第7項、第4条第1項の規定による届出

別表2 (第6条関係)

添付書類		明示すべき事項
(あ)	付近見取図 1/2500以上	方位、道路、目標となる地部物、工事用車両通路 ※事業区域から周囲300mの区域内の状況を明らかにすること
	土地の公図の写し	事業区域の境界(赤枠)、土地の地番及び形状、第2条(5)に掲げる近隣範囲(青枠)※敷地の道路対側を含む
	調査書	
(い)	給排水施設計画平面図 1/500以上	縮尺、方位、給排水区域の区域界、給排水施設の位置及び深さ、下水本管からの取り付け管及び接続ますの位置、汚水処理施設(特定施設、除害施設)、材料、形状、勾配、マンホール間距離、管径、水の流れの方向、吐口の位置、放流先の名称、給排水施設の記号、集水系統ブロック別の記号、計画地盤高、地盤高等 ※排水管は汚水系統、雨水系統の区別がわかるように表示してください。
	土地利用計画図 1/1000以上	縮尺、方位、事業区域の境界、工区界、公共施設の位置及び形状、建築物の形状及び用途、消防活動空地及び消防水利の位置、ごみの収集施設の位置、駐車場マス、緑地の位置、公共的施設若しくは樹木又は樹木の集団並びに緩衝帯の位置及び形状
	※給排水施設計画平面図、土地利用計画図は、合せて図示しても可	
(う)	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物の位置及び用途、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況、消防活動空地及び消防水利の位置、ごみ収集施設の位置、駐車場マス、緑地の位置、工作物の位置、排水施設の位置、標識の設置場所
	各階平面図 1/100~1/200	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積
	立面図 1/100~1/200	縮尺、高さ、開口部の位置 ※ホテル等にあつては外壁・屋根の仕上げ及び色彩を図示すること
(え)	日影図	建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2(29)項に掲げる日影図及び地盤面上の日影図に近隣の敷地の建築物の状況を表示した図書
(お)	各階平面詳細図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに仕上げ及び色彩
	浴室平面詳細図及び展開図	縮尺、方位、間取り及び面積並びに仕上げ及び色彩
	完成透視図 A3用紙程度	彩色 ※看板、広告塔及びネオンサイン等を含む
(か)	標識の設置写真	第7条に掲げる標識及び配置図等で、遠景(設置場所、申請地及び接道状況がわかるもの)近景(標識内容がわかるもの)の2枚以上

必要書類一覧表

該当事業	(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	その他
第3条第1号	○	○				○	○
第3条第2号	○	○				○	○
第3条第3号	○	○	○			○	
第3条第4号	○	○	○	○		○	
第3条第5号	○		○	○	○	○	
第3条第6号	○	○				○	

建築開発事業等事前申請書

年 月 日

豊川市長 殿

事業者等 住所

氏名又は名称

豊川市建築開発事業等に関する指導要綱第6条の規定により、下記のとおり事前協議の申請をします。

建築開発事業の名称	
建築開発事業の所在地	
用途地域 防火指定	<input type="checkbox"/> 市街化区域〈 地域〉 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 防火指定なし
主要用途	主要用途： 要 綱： <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号
建築開発事業の概要	敷地面積： 区画数（戸数）： 建築面積： 床面積： 建ぺい率： 容積率： 高 さ： m 構 造： 階 数：地上 階 ・ 地下 階 駐車台数： 台 駐輪台数
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
設計者	住所： 氏名又は名称 電話 〈 〉 —
工事施工者	住所： 氏名又は名称 電話 〈 〉 —
備考（連絡先等）	
※文書番号	年 月 日 豊建第 号
※整理番号	年 月 日 豊建（建開）第 号

注意

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 該当する口にレ印を記入してください。

様式第1号（第6条関係）（裏面）

《添付書類》

- 1 第1号に該当する場合は、（あ）項及び（い）項による図書
- 2 第2号に該当する場合は、（あ）項及び（い）項による図書
- 3 第3号に該当する場合は、（あ）項、（い）項及び（う）項による図書
- 4 第4号に該当する場合は、（あ）項、（い）項、（う）項及び（え）項による図書
- 5 第5号に該当する場合は、（あ）項（う）項（え）項及び（お）項による図書
- 6 第6号に該当する場合は、（あ）項及び（い）項による図書
- 7 標識を設置したことを証する写真（か）（各号共通）
- 8 個別説明状況報告書、説明会状況報告書及び説明会議事録
（個別説明及び説明会を開催した場合に限る。）
- 9 その他市長が必要と認める図書及び書類
 - （あ） 付近見取り図
 - （あ） 土地の公図の写し
 - （あ） 調査書

 - （い） 給排水施設計画平面図
 - （い） 土地利用計画図

 - （う） 配置図
 - （う） 各階平面図
 - （う） 立面図

 - （え） 日影図

 - （お） 各階平面詳細図
 - （お） 浴室平面詳細図及び展開図
 - （お） 完成透視図

 - （か） 標識を設置したことを証する写真

 - 説明会の内容及び説明会議事録（説明会を開催した場合に限る。）

 - その他市長が必要と認める図書及び書類

個別説明状況報告書

年 月 日

豊川市長 殿

事業者等 住所
氏名又は名称

豊川市建築開発事業等に関する指導要綱に基づき、近隣住民への個別説明を実施しましたので報告します。

建築開発事業の名称				
建築開発事業の所在地				
整理 番号	対象者の住所／氏名	説明月日	説明事項 (該当事項に○印)	対象者の意見等
			概要・日影・電波障害・工事 その他 ()	
			概要・日影・電波障害・工事 その他 ()	
			概要・日影・電波障害・工事 その他 ()	
			概要・日影・電波障害・工事 その他 ()	
			概要・日影・電波障害・工事 その他 ()	
			概要・日影・電波障害・工事 その他 ()	
			概要・日影・電波障害・工事 その他 ()	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

説明会状況報告書

年 月 日

豊川市長 殿

事業者等 住所
氏名又は名称

豊川市建築開発事業に関する指導要綱に基づき、近隣住民への説明会を実施しましたので報告します。

建築開発事業の名称		
敷地の地名地番		
第一回	開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	開催場所	
	出席者	名
第二回	開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	開催場所	
	出席者	名
第三回	開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
	開催場所	
	出席者	名
備考		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

説 明 内 容

説明会では、以下の事項について説明しました。

説 明 事 項	具体的な説明内容	質問及び要望事項	回答及び検討結果
建築物等の概要			
日 影 関 係			
電波障害関係			
工事公害関係			
そ の 他			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

事前協議結果通知書

第 号
年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付けにて事前協議の申請のありました建築開発事業について、下記のとおり指示事項を通知します。なお、この指示事項について、項目ごとに文書で回答してください。

記

- 1 建築開発事業の名称
- 2 主 要 用 途
- 3 建築開発事業の所在地
- 4 敷 地 面 積
- 5 指 示 事 項

担当課	内 容

事前協議完了通知書

第 号
年 月 日

様

豊川市長

年 月 日付けにて回答の提出がありました下記の建築開発事業について、回答内容が適当であると認められますので、事前協議が完了したことを通知します。

なお、申請内容等について計画変更または計画廃止が生じた場合は、速やかに届出を行ってください。

記

- 1 建築開発事業の名称
- 2 主 要 用 途
- 3 建築開発事業の所在地
- 4 敷 地 面 積
- 5 事前協議申請年月日
- 6 回答受付年月日

様式第6号（第7条関係）

建 築 開 発 事 業 の お 知 ら せ			
工事名称			
敷地の地名地番			
用 途 (土地利用目的)		敷 地 面 積	㎡
戸 数	(戸)	区 画 数	(区画)
構 造		延 べ 面 積	㎡
高 さ	m	階 数	地上 階 ・ 地下 階
着 工 予 定	年 月 日	完 了 予 定	年 月 日
事 業 者	住所 氏名 電話		
設 計 者	住所 氏名 電話		
工 事 監 理 者	住所 氏名 電話		
施 工 者	住所 氏名 電話		
標識設置年月日	年 月 日設置		
この標識は、豊川市建築開発事業等に関する指導要綱第7条の規定に基づき設置したものです。 上記建築計画について説明が必要な場合は、下記へご連絡下さい。			
連絡先		電話	

- 注1 標識は風雨等で破損し、又は倒壊しない材料及び構造とし、原則として道路に面する位置に設置する。
- 2 大きさは、縦90cm、横60cm以上とし、取付高は、下端において地盤面より90cm程度とする。

様式第7号（第9条関係）

建築開発事業（変更・廃止・完了）届出書

第 号
年 月 日

豊川市長 殿

事業者等 住所
氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で 完了・結果 通知のありました下記の件に関して、建築開発事業の計画を（変更・廃止・完了）しましたので届け出します。

記

建築開発事業の名称	
建築開発事業の所在地	
敷 地 面 積	
主 要 用 途	
（変更・廃止）理由	
そ の 他 （変更の箇所等）	

注1. 完了届には工事完了写真を添付して提出すること。